児童・生徒のボランティア活動普及事業実施要綱

浅口市社会福祉協議会

(目的)

第1条 小・中学校及び高等学校の児童・生徒を対象として、社会福祉への理解と 関心を高め、社会奉仕、社会連帯の精神を養うと共に、児童・生徒を通じて家庭 や地域社会へボランティア活動の啓発を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、社会福祉法人浅口市社会福祉協議会とする。

(事業実施の方法)

- 第3条 会長は、関係機関と協議し、町内の小・中学校及び高等学校から3校を児童・生徒のボランティア活動普及事業協力校(以下「福祉協力校」という。)に指定する。
- 2 福祉協力校の指定期間は2か年とする。

(福祉協力校における活動)

第4条 福祉協力校においては、目的達成のため、それぞれの学校の実情にあわせて、次の例示の中から活動を選んで活動する。

(福祉協力校に対する指導援助)

- 第5条 会長は、福祉協力校における活動の促進を図るため、次のような指導援助 を行う。
 - (1) 福祉協力校の連絡会議の開催。
 - (2) 講師、助言者の斡旋。
 - (3) 協力機関との連絡。
 - (4) 社会福祉に関する図書、映画・フィルム、福祉資材の斡旋、調査活動に 必要な技術資材の提供。

(福祉協力校に対する助成)

第6条 会長は、福祉協力校に対して、期間中毎年5万円を補助する。

(活動実績の報告)

第7条 福祉協力校は、年度終了後当該年度の活動実績を取りまとめて、会長に報告するものとする。

附則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

[活動の例示]

- ○広報・啓発活動 講演会、映画会、展示会等の開催 学校新聞等の製作、配布
- ○調査・研究活動 ねたきり老人・ひとり暮らし老人等の調査 福祉マップ作り
- ○地域での福祉実践活動 社会福祉施設への訪問、交流活動 提携校制度の実施(養護学校、福祉施設等との日常的な交流) 地域一般での友愛訪問、交流活動 体育祭、文化祭等学校行事への老人、障害児者等招待 地域社会への奉仕活動
- ○社会福祉関係活動への参加 赤い羽根募金、ボランティアスクール等
- ○福祉協力校相互の交流
- ○その他目的達成のための必要な活動